

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：令和 2 年 4 月 1 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：トットリケンクラヨシシコシドノチョウ 鳥取県 倉吉市 越 殿町 1409 番地 パンチ

名称（フリガナ）：トットリチュウオウノウギョウキョウドウクミアイ 鳥取 中央 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 上本 武

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-tottorichuou.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（すいか）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ダイエイスイカ 大栄 西瓜、Daiei Suika

4 明細書の変更

生産者団体である鳥取中央農業協同組合は、法第 16 条 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

栽培する品種は、鳥取中央農業協同組合の北栄営農センター（以下、「北栄営農センター」という）が生産地の近年の気象状況や大栄西瓜としての特性（大玉、完熟）等を踏まえ、当地の栽培に適した品種を次年度の作付け前に開催する指導会（12 月）までに指定する。

北栄営農センターは生産者からの品種ごとの申し込み本数、配布の状況等について記録の上、必要な苗を生産者に配布する。

北栄営農センターはこの記録により、指定の品種を利用しているか否かを確認する。

（2）栽培方法の確認

北栄営農センターは生産者に品種、生産地、ほ場の場所、雨よけ栽培の方法、着果数を記載した栽培管理日誌を、（3）の確認時に提出させ、その記載内容を確認することで栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、北栄営農センター職員が現地調査を行う。

また、北栄営農センターが開催する次年度の作付け前の指導会（12 月）で品種・栽培の方法を、出荷前の査定会（5 月）で出荷規格等をそれぞれ全生産者に周知する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

査定会で、最も早い定植日の交配後 45 日前後の果実を共同選果場に持ち込み、鳥取中央農業協同組合の検査員（以下、「検査員という」）が中心部と皮ぎわの糖度、熟度について検査し、積算温度と検査結果から共同選果場に持ち込む交配後の日数を決定する。これに基づいて生産者が共同選果場に果実を持ち込み、検査員が 1 玉ずつ直接叩いて空洞果、未熟果、うるみ果の有無を検査し、さらに機械で外観、重量、空洞、糖度を検査する。大きいため機械で判定できない場合には、検査員が果形と空洞を検査する。

この際に、(1) 及び (2) の記録を併せて確認するとともに、検査員が選果状況を確認・記録することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認し、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培方法について

鳥取中央農業協同組合は生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、鳥取中央農業協同組合は、当該生産者の生産したスイカについては「大栄西瓜」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

(2) 出荷規格について

鳥取中央農業協同組合は、出荷規格を満たさないスイカについては「大栄西瓜」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 鳥取中央農業協同組合は、5 (3) の確認の際に生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているスイカについてのみ、地理的表示である「大栄西瓜」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「大栄西瓜」及び登録標章の使用がされているもの（玉貼りシール、出荷用段ボール箱等）についても確認する。また、生産者に対しては地理的表示である「大栄西瓜」及び登録標章（GI マーク）の適正な使用について 5 (2) に規定する査定会において周知徹底を図る。

(2) 鳥取中央農業協同組合は、5 (3) の確認の際に以下のスイカがあるか否かを確認する。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないスイカであるにもかかわらず、地理的表示である「大栄西瓜」及び登録標章が使用されているスイカ
- ② 地理的表示である「大栄西瓜」のみが使用されているスイカ
- ③ 登録標章のみが使用されているスイカ
- ④ 地理的表示である「大栄西瓜」に類似する表示等又は登録標章に類似する標章が使用されているスイカ

8 地理的表示等の使用の指導

鳥取中央農業協同組合は、5の（3）の確認の際に以下に該当する事例があった場合には、該当する生産者に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には鳥取中央農業協同組合は、当該生産者の生産したスイカについては「大栄西瓜」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないスイカであるにもかかわらず、地理的表示である「大栄西瓜」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「大栄西瓜」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「大栄西瓜」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

鳥取中央農業協同組合は、2月1日から翌年1月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、それぞれ以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- （1）特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- （2）生産行程管理業務の対応実績が分かる下記の資料
 - ア 品種・栽培の方法についての確認
 - イ 出荷規格・最終製品の形態についての確認（地理的表示等の使用状況の記録を含む）
- （3）提出時における最新の明細書
- （4）提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

鳥取中央農業協同組合は、9（2）に規定する資料に加えて以下の書類を、北栄営農センター内に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- ア 苗の申し込みの記録
- イ 苗の配布の記録
- ウ 大栄西瓜栽培管理日誌

11 連絡先

